

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

福岡市人事委員会委員長談話（令和８年９月２日）

- 1 本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市職員の給与決定に関する諸事情について総合的に検討を重ね、本日、市議会及び市長に対して、市職員の給与等についての報告及び勧告を行いました。
- 2 月例給の改定については、市職員給与と民間給与の比較において、市職員給与が民間給与を 13,523 円 (3.37%) 下回る結果となったことから、この較差を解消するため、全ての級において給料月額の上上げ改定を行うことが適当であると判断いたしました。
- 3 特別給（期末手当及び勤勉手当）については、市職員の支給月数（4.65 月）が、市内民間事業所における昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給割合（4.70 月分）を下回っていたことから、年間で 0.05 月分引き上げ、支給月数を 4.70 月とすることが適当であると判断いたしました。
- 4 月例給、特別給ともに 5 年連続となる引上げ、特に月例給については、昨年に引き続き高水準の引上げの勧告を行っております。
- 5 そのほかの項目としましては、給与制度や職員の勤務環境の整備等について報告を行っております。
- 6 市議会及び市長に対しては、本委員会の給与勧告の意義や役割に深い理解を示され、給与勧告どおり速やかに実施されるよう要請いたしました。